平成２２年（フ）第１０７７号
熊本県合志市幾久富1909番地749
破産者　福田美代子
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１４７号
熊本市湖東３丁目15番７号　コーポレイクサイド102
破産者　大石　晃弘
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２２８９号
札幌市西区発寒１条４丁目２番17号　グルービン発寒102号
破産者　塩田　篤大
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２８３号
札幌市白石区東札幌５条５丁目２番18―202号
破産者　石井　敏春
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８７７号
札幌市中央区南29条西11丁目５番33号丸増南29条303号
破産者　上杉　奈美
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０１号
札幌市白石区川下３条５丁目２番５―104号
破産者　本宮恵子こと　本宮　良子
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３号
岩手県宮古市津軽石第12地割151番地６
破産者　岩船美由紀
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第１８６号
横浜市港南区日限山４丁目18番26号
破産者　松崎　年成
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５５号
京都市伏見区深草出羽屋敷町23番地　ファミール伏見Ｃ―701号
破産者　森美諭こと　森　　美次
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５９号
京都府福知山市新庄601の６成和荘Ｃ号、住民票上の住所京都府福知山市字樽水346番地
破産者　足立　直澄
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第６３１号
熊本市富合町木原569番地
破産者　小川　壽満
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６号
熊本県八代市三楽町２―24、住民票上の住所熊本県八代市敷川内町1099番地１
破産者　岩崎　　博
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第７号
熊本県八代市三楽町２―24、住民票上の住所熊本県八代市敷川内町1099番地１
破産者　岩崎恵美子
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第５６１号
宮崎市大字芳士898番地３、前住所宮崎市希望ケ丘３丁目41番19号
破産者　岩切　辰美
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５１６号
埼玉県久喜市間鎌312番地
破産者　並木　信雄
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５０号
静岡県静岡市駿河区丸子新田58番地の27、開始決定時住所静岡県榛原郡川根本町下長尾336番地の１
破産者　小林　康章
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３２７号
名古屋市東区赤塚町３番15号　たつみビル305号室、開始決定時の住所名古屋市千種区今池５丁目17番９号　ロータリー春岡502号
破産者　林　　薫
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９１８号
名古屋市西区稲生町１丁目90の１　グランドコートＭＧ203、開始決定時の住所名古屋市西区上名古屋２丁目12番１号
破産者　宇佐見隆弘
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部